

千葉県報

号外
令和5年12月26日

主要目次

- 千葉県多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の推進に関する条例
- 使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
- 千葉県立自然公園条例の一部を改正する条例
- 千葉県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

条例のあらまし

○ 千葉県多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の推進に関する条例（条例第四十号）（政策企画課）

一 制定の概要

1 目的（第一条関係）

一人ひとりが様々な違いがある個人として尊重され、誰もが参加し、その人らしく活躍することができる社会（以下「多様性が尊重され誰もが活躍できる社会」という。）の形成について、基本理念を定め、県の責務及び県民等の役割を明らかにするとともに、県民等の理解を深めるための措置を講ずることにより、多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成を総合的に推進することを目的とする事とした。

2 基本理念（第二条関係）

多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成は、人々が様々な違いを尊重しながら、互いに関わり合い、影響を及ぼし合うことが、社会の活力及び創造性の向上に相乗的に効果を発揮するという認識の下に、次に掲げる社会の実現を目指して行われることを基本理念とする事とした。

(一) 年齢にかかわらず、誰もが、希望や意欲に応じて、就業、学び、地域における活動その他の様々な活動を行い、生涯にわたって、生きがいを持って活躍している社会

(二) 男女のいずれもが、性別を理由とする不利益を受けることなく、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、共に活躍している社会

(三) 障害のある人もない人も、誰もが、互いの立場を尊重し合い、支え合いながら、安心して暮らし、個性と能力を發揮して活躍している社会

(四) 国籍及び文化的背景、性的指向及び性自認その他の様々な違いにかかわらず、全ての県民及び事業者がこれを理解し、尊重し合うことで、誰もがその人らしく活躍している社会

3 県の責務（第三条関係）

県は、基本理念にのっとり、多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の促進に関し、県行政のあらゆる分野における施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有することとした。

4 県と市町村との連携（第四条関係）

県は、市町村がその地域の特性に応じて、多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の促進に関する施策を実施する場合には、市町村と連携するよう努めるものとする事とした。

5 県民等の役割（第五条関係）

県民や事業者は、基本理念にのっとり、個々の立場や特性等に応じて、多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成に寄与するよう努めるものとする事とした。

6 県の行うべき措置（第六条及び第七条関係）

(一) 県は、基本理念に関する県民や事業者の理解を深めるため、広報活動の充実等の必要な措置を講ずることとした。

(二) 県は、多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の促進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずることとした。

二 施行期日

令和六年一月一日から施行することとした。

○ 使用料及び手数料条例の一部を改正する条例（条例第四十一号）（政策法務課）

一 改正の概要

道路法に基づく第一種電柱に係る道路占用料等二百七十五件の額の改定を行うこととした。（別表第一関係）

二 施行期日

令和六年四月一日から施行することとした。

○ 千葉県立自然公園条例の一部を改正する条例（条例第四十二号）（自然保護課）

一 改正の概要

自然公園法の一部改正により、国立公園及び国定公園について、自然を保護しつつ活用することで地域の資源としての価値を向上させるための規定が整備されたことを踏まえ、次のとおり所要の改正を行うこととした。

1 利用拠点の質の向上のための協議会の設置及び利用拠点整備改善計画の認定に係

る制度を新設することとした。(第十四条の二から第十五条まで関係)

2 質の高い自然体験活動の促進のための協議会の設置及び自然体験活動促進計画の認定に係る制度を新設することとした。(第六章の二関係)

3 野生動物への餌付け等を規制するとともに、職員の中止指示に従わない場合の罰則を設けることとした。(第二十四条及び第三十五条関係)

4 特別地域における行為規制の違反に対する罰則を引き上げることとした。(第三十二条関係)

5 その他所要の規定の整備を行うこととした。

二 施行期日

令和六年四月一日から施行することとした。

○ 千葉県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(条例第四十三号)(病院局)

一 改正の概要

保険医療機関及び保険医療費担当規則等の改正に伴い、千葉県がんセンターの料金について、非紹介初診料の額を改定するとともに、非紹介再診料を新設することとした。(別表関係)

二 施行期日

令和六年二月一日から施行することとした。

条 例

千葉県多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の推進に関する条例をここに公布する。

令和五年十二月二十六日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県条例第四十号

千葉県多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の推進に関する条例

私たちの社会は、年齢、性別、障害の有無、国籍及び文化的背景、性的指向及び性自認など様々な違いがある人々で構成されている。

全ての人が、多様性を尊重することの重要性を理解し、互いに認め合い、連携し、協力することが、相互作用と相乗効果を生み出し、社会の活力及び創造性の向上につながるという認識の下に、あらゆる人々が差別を受けることなく、一人ひとりが様々な違いがある個人として尊重され、誰もが参加し、その人らしく活躍することができる社会をつつていく必要がある。

現在、人口の減少やグローバル化の進展、技術の革新など、様々な社会環境の変化が同時かつ複合的に発生しており、こうした変化に的確に対応していくためには、多様性がある

たらず活力や創造性が重要となる。

加えて、いま千葉県は、東京二〇二〇オリンピック・パラリンピック競技大会の県内開催や、成田国際空港の更なる機能強化、道路ネットワークの整備進展など、多様性を生かせる舞台が整い、活力及び創造性を一層向上させる好機を迎えている。

私たちは、この機を捉え、多様性が尊重され、誰もが活躍することができる千葉県づくりを進めていくことを決意し、ここに千葉県多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の推進に関する条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、一人ひとりが様々な違いがある個人として尊重され、誰もが参加し、その人らしく活躍することができる社会(以下「多様性が尊重され誰もが活躍できる社会」という。)の形成について、基本理念を定め、県の責務及び県民等の役割を明らかにするとともに、県民等の理解を深めるための措置を講ずることにより、多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成を総合的に推進することを目的とする。

(基本理念)

第二条 多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成は、人々が様々な違いを尊重しながら、互いに関わり合い、影響を及ぼし合うことが、社会の活力及び創造性の向上に相乗的に効果を発揮するという認識の下に、次の各号に掲げる社会の実現を目指して行われることを基本理念とする。

一 年齢にかかわらず、誰もが、希望や意欲に応じて、就業、学び、地域における活動その他の様々な活動を行い、生涯にわたって、生きがいを持って活躍している社会

二 男女のいずれもが、性別を理由とする不利益を受けることなく、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、共に活躍している社会

三 障害のある人もない人も、誰もが、互いの立場を尊重し合い、支え合いながら、安心して暮らし、個性と能力を發揮して活躍している社会

四 国籍及び文化的背景、性的指向及び性自認その他の様々な違いにかかわらず、全ての県民及び事業者がこれを理解し、尊重し合うことで、誰もがその人らしく活躍している社会

(県の責務)

第三条 県は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の促進に関し、県行政のあらゆる分野における施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(県と市町村との連携)

第四条 県は、市町村がその地域の特性に応じて、多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の促進に関する施策を実施する場合にあっては、市町村と連携するよう努めるものとする。

(県民等の役割)

第五条 県民及び事業者は、基本理念にのっとり、個々の立場、特性その他の事情に応じた、多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成に寄与するよう努めるものとする。
(県民等の理解を深めるための措置)

第六条 県は、基本理念に関する県民及び事業者の理解を深めるため、広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第七条 県は、多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の促進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

附則

この条例は、令和六年一月一日から施行する。

使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年十二月二十六日

千葉県知事 熊谷 俊 人

千葉県条例第四十一号

使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

使用料及び手数料条例(昭和三十一年千葉県条例第六号)の一部を次のように改正する。

別表第一道路法(昭和二十七年法律第八十号)に基づくものの項第三十二条第一項第一号に掲げる工作物に係る道路占用料の目から政令第七条第十四号に掲げる施設に係る道路占用料の目までを次のように改める。

第三十二条第一項第一号に掲げる工作物に係る道路占用料		第一種電柱					第二種電柱		
第一級地	一本一年につき	千三百円	第一級地	一本一年につき	千	円	第一級地	一本一年につき	二千円
第二級地	一本一年につき	八百五十円	第二級地	一本一年につき	七百七十円	円	第二級地	一本一年につき	七百五十円
第三級地	一本一年につき	七百七十円	第三級地	一本一年につき	七百五十円	円	第三級地	一本一年につき	七百五十円
第四級地	一本一年につき	七百五十円	第四級地	一本一年につき	七百五十円	円	第四級地	一本一年につき	七百五十円
第五級地	一本一年につき	七百五十円	第五級地	一本一年につき	七百五十円	円	第五級地	一本一年につき	七百五十円
第一級地	一本一年につき	千三百円	第一級地	一本一年につき	千三百円	円	第一級地	一本一年につき	千三百円

第三種電柱					第一種電話柱					第二種電話柱				
第三級地	一本一年につき	千三百円	第一級地	一本一年につき	千二百円	第一級地	一本一年につき	千九百円	第一級地	一本一年につき	千四百円	第一級地	一本一年につき	千二百円
第四級地	一本一年につき	千二百円	第二級地	一本一年につき	九百十円	第二級地	一本一年につき	六百九十円	第二級地	一本一年につき	千四百円	第二級地	一本一年につき	千二百円
第五級地	一本一年につき	千二百円	第三級地	一本一年につき	七百六十円	第三級地	一本一年につき	六百九十円	第三級地	一本一年につき	千二百円	第三級地	一本一年につき	千二百円
第一級地	一本一年につき	二千八百円	第四級地	一本一年につき	六百九十円	第四級地	一本一年につき	六百九十円	第四級地	一本一年につき	千二百円	第四級地	一本一年につき	千二百円
第二級地	一本一年につき	二千二百円	第五級地	一本一年につき	六百九十円	第五級地	一本一年につき	六百九十円	第五級地	一本一年につき	千二百円	第五級地	一本一年につき	千二百円
第一級地	一本一年につき	千七百円	第一級地	一本一年につき	千二百円	第一級地	一本一年につき	千九百円	第一級地	一本一年につき	千四百円	第一級地	一本一年につき	千二百円
第二級地	一本一年につき	千六百円	第二級地	一本一年につき	九百十円	第二級地	一本一年につき	六百九十円	第二級地	一本一年につき	千四百円	第二級地	一本一年につき	千二百円
第三級地	一本一年につき	千七百円	第三級地	一本一年につき	七百六十円	第三級地	一本一年につき	六百九十円	第三級地	一本一年につき	千二百円	第三級地	一本一年につき	千二百円
第四級地	一本一年につき	千六百円	第四級地	一本一年につき	六百九十円	第四級地	一本一年につき	六百九十円	第四級地	一本一年につき	千二百円	第四級地	一本一年につき	千二百円
第五級地	一本一年につき	千五百円	第五級地	一本一年につき	六百九十円	第五級地	一本一年につき	六百九十円	第五級地	一本一年につき	千二百円	第五級地	一本一年につき	千二百円

共架電線その他上空に設ける線類														
その他の柱類														
第三種電話柱														
第四級地	第三級地	第二級地	第一級地	第五級地	第四級地	第三級地	第二級地	第一級地	第五級地	第四級地	第三級地	第二級地	第一級地	第一級地
長さ一メートル	長さ一メートル	長さ一メートル	長さ一メートル	長さ一メートル	長さ一メートル	長さ一メートル	長さ一メートル	長さ一メートル	長さ一メートル	長さ一メートル	長さ一メートル	長さ一メートル	長さ一メートル	長さ一メートル
六円	七円	九円	十二円	六十七円	六十九円	七十六円	九十一円	百二十円	千四百円	千五百円	千六百円	二千円	二千六百円	二千六百円
地下に設ける電線その他の線類														
路上に設ける変圧器														
第五級地	第四級地	第三級地	第二級地	第一級地	第五級地	第四級地	第三級地	第二級地	第一級地	第五級地	第四級地	第三級地	第二級地	第一級地
一個一年	一個一年	一個一年	一個一年	一個一年	長さ一メートル	長さ一メートル	長さ一メートル	長さ一メートル	長さ一メートル	長さ一メートル	長さ一メートル	長さ一メートル	長さ一メートル	長さ一メートル
六百五十円	六百七十円	七百四十円	八百九十円	千円	四円	四円	四円	五円	七円	六円	六円	六円	六円	六円

変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所					地下に設ける変圧器					
第五級地	第四級地	第三級地	第二級地	第一級地	第五級地	第四級地	第三級地	第二級地	第一級地	第一級地
一個一年につき	一個一年につき	一個一年につき	一個一年につき	一個一年につき	占用面積一平方メートル一年につき	占用面積一平方メートル一年につき	占用面積一平方メートル一年につき	占用面積一平方メートル一年につき	占用面積一平方メートル一年につき	占用面積一平方メートル一年につき
千三百円	千三百円	千五百円	千八百円	二千四百円	四百円	四百十円	四百五十円	五百四十円	七百三十円	七千三百円
					郵便差出箱及び信書便差出箱					
	第五級地		第四級地		第三級地		第二級地		第一級地	第一級地
占用面積一平方メートル一年につき	表示面積一平方メートル一年につき	占用面積一平方メートル一年につき	表示面積一平方メートル一年につき	占用面積一平方メートル一年につき	表示面積一平方メートル一年につき	占用面積一平方メートル一年につき	表示面積一平方メートル一年につき	占用面積一平方メートル一年につき	表示面積一平方メートル一年につき	表示面積一平方メートル一年につき
	三百五十円		七百円		千七百円		四千六百円		七千円	千円

		第三十二条第一項第二号に掲げる物件に係る道路占用料				その他のもの	
		外径が〇・〇七メートル未満のもの					
第一級地	第二級地	第三級地	第四級地	第五級地	第一級地	第二級地	第三級地
占用面積 一平方 メートル 一年につ	占用面積 一平方 メートル 一年につ	占用面積 一平方 メートル 一年につ	占用面積 一平方 メートル 一年につ	占用面積 一平方 メートル 一年につ	占用面積 一平方 メートル 一年につ	占用面積 一平方 メートル 一年につ	長さ一 メートル
二千四百円	千八百円	千五百円	千三百円	千三百円	五百一十円	三十八円	三十一円
		外径が〇・〇七メートル以上のもの				外径が〇・一メートル以上のもの	
第一級地	第二級地	第三級地	第四級地	第五級地	第一級地	第二級地	第三級地
長さ一 メートル 一年につ	長さ一 メートル 一年につ	長さ一 メートル 一年につ	長さ一 メートル 一年につ	長さ一 メートル 一年につ	長さ一 メートル 一年につ	長さ一 メートル 一年につ	長さ一 メートル 一年につ
二十九円	二十八円	七十三円	五十四円	四十五円	四十一円	四十円	百円

外径が〇・一 五メートル以 上〇・二メー トル未満のも の									
第五級地	第四級地	第三級地	第二級地	第一級地	第五級地	第四級地	第三級地	第二級地	第一級地
長さ一メートル 一年につ	長さ一メートル 一年につ	長さ一メートル 一年につ	長さ一メートル 一年につ	長さ一メートル 一年につ	長さ一メートル 一年につ	長さ一メートル 一年につ	長さ一メートル 一年につ	長さ一メートル 一年につ	長さ一メートル 一年につ
八十円	八十二円	九十一円	百円	百四十円	六十円	六十二円	六十八円		
外径が〇・二 メートル以上 〇・三メー ル未満のもの									
第四級地	第三級地	第二級地	第一級地	第五級地	第四級地	第三級地	第二級地	第一級地	第一級地
長さ一メートル 一年につ	長さ一メートル 一年につ	長さ一メートル 一年につ	長さ一メートル 一年につ	長さ一メートル 一年につ	長さ一メートル 一年につ	長さ一メートル 一年につ	長さ一メートル 一年につ	長さ一メートル 一年につ	長さ一メートル 一年につ
百六十円	百八十円	二百十円	二百九十円	百二十円	百二十円	百三十円	百六十円	二百十円	二百十円

外径が〇・七メートル以上一メートル未満のもの					外径が〇・四メートル以上〇・七メートル未満のもの				
第三級地	第二級地	第一級地	第五級地	第四級地	第三級地	第二級地	第一級地	第五級地	第四級地
長さ一メートルにつき	長さ一メートルにつき	長さ一メートルにつき	長さ一メートルにつき	長さ一メートルにつき	長さ一メートルにつき	長さ一メートルにつき	長さ一メートルにつき	長さ一メートルにつき	長さ一メートルにつき
四百五十円	五百四十円	七百三十円	二百八十円	二百九十円	三百十円	三百八十円	五百十円	百六十円	
第三十二條第一項第三号に掲げる施設に係る道路占用料									
自助運動施設			外径が一メートル以上のもの						
自助運動の用に設けられた地									
第二級地	第一級地	第五級地	第四級地	第三級地	第二級地	第一級地	第五級地	第四級地	第四級地
長さ一メートルにつき	長さ一メートルにつき	長さ一メートルにつき	長さ一メートルにつき	長さ一メートルにつき	長さ一メートルにつき	長さ一メートルにつき	長さ一メートルにつき	長さ一メートルにつき	長さ一メートルにつき
五円	七円	八百円	八百二十円	九百十円	千円	千四百円	四百円	四百十円	

その他のもの									
の も る け 設									
第三級地	第二級地	第一級地	第五級地	第四級地	第三級地	第二級地	第一級地	第五級地	第四級地
占用面積 一平方 メートル き	占用面積 一平方 メートル 一年につ き	占用面積 一平方 メートル 一年につ き	占用面積 一平方 メートル 一年につ き	占用面積 一平方 メートル 一年につ き	占用面積 一平方 メートル 一年につ き	占用面積 一平方 メートル 一年につ き	占用面積 一平方 メートル 一年につ き	占用面積 一平方 メートル 一年につ き	占用面積 一平方 メートル 一年につ き
千五百円	千八百円	二千四百円	四百円	四百十円	四百五十円	五百四十円			
第三十二条第一項第四号に掲げる施設に係る道路占用料									
第五級地	第四級地	第三級地	第二級地	第一級地	第五級地	第四級地	第三級地	第二級地	第一級地
占用面積 一平方 メートル き	占用面積 一平方 メートル 一年につ き	占用面積 一平方 メートル 一年につ き	占用面積 一平方 メートル 一年につ き	占用面積 一平方 メートル 一年につ き	占用面積 一平方 メートル 一年につ き	占用面積 一平方 メートル 一年につ き	占用面積 一平方 メートル 一年につ き	占用面積 一平方 メートル 一年につ き	占用面積 一平方 メートル 一年につ き
千三百円	千三百円	千五百円	千八百円	二千四百円	千三百円	千三百円			

										第三十二条第一項第五号に掲げる施設に係る道路占用料
										地下街及び地下室
										階数が一のもの
										階数が二のもの
										階数が三以上のもの
										第一級地
										第二級地
										第三級地
										第四級地
										一年につき
										占用面積一平方メートル
										〇四を乗じて得た額
										〇六を乗じて得た額
										Aに〇・〇
										〇七を乗じて得た額
										Aに〇・〇
										三千五百円
										二千三百円
										八百六十円
										三百五十円
										一年につき
										占用面積一平方メートル
										地下に設ける通路
										第五級地
										第一級地
										第二級地
										第三級地
										第四級地
										第五級地
										第一級地
										その他のもの
										一年につき
										占用面積一平方メートル
										百七十円
										二百円
										二百四十円
										千三百円
										五百十円
										二百十円

第三十二条第一項第六号に掲げる施設に係る道路占用料									
祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの									
第三級地		第二級地		第一級地		第五級地		第四級地	
一平方メートル	占用面積	一平方メートル	占用面積	一平方メートル	占用面積	一平方メートル	占用面積	一平方メートル	占用面積
十七円		四十六円		七十一円		千三百円		千三百円	
その他									
第五級地					第四級地				
一平方メートル	占用面積	一平方メートル	占用面積	一平方メートル	占用面積	一平方メートル	占用面積	一平方メートル	占用面積
三十五円		七十円		百七十円		四百六十円		七百十円	
その他									

幕(政令第七号に掲げる工事、敷設のもの除く。)											
祭礼、縁日、その他、催し、に際し、一時、的、設けるもの、除く。											
的、設けるもの、除く。											
第五級地	第四級地	第三級地	第二級地	第一級地	第五級地	第四級地	第三級地	第二級地	第一級地	第五級地	第五級地
その面積	その面積	その面積	その面積	その面積	一本一月につき	一本一月につき	一本一月につき	一本一月につき	一本一月につき	一本一月につき	一本一月につき
三	七	十七	四十六	七十一	三十五	七十	百七十	四百六十	七百十	三	三
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
アーチ											
車道を横断するもの											
第三級地	第二級地	第一級地	第五級地	第四級地	第三級地	第二級地	第一級地	第一級地	第一級地	第一級地	第一級地
一本一月につき	一本一月につき	一本一月につき	その面積	その面積	その面積	その面積	その面積	その面積	その面積	その面積	その面積
千七百	四千六百	七千	三十五	七十	百七十	四百六十	七百十	七百十	七百十	七百十	七百十
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

		政令第七条第八号に掲げる施設に係る道路占用料				六号に掲げる仮設建築物及び同条第七号に掲げる施設に係る道路占用料	
		トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの		第五級地		第四級地	
		第一級地		第三級地		第二級地	
第三級地		第二級地		第一級地			
占用面積		占用面積		占用面積		占用面積	
一年につき		一年につき		一年につき		一年につき	
Aに〇・〇		Aに〇・〇		Aに〇・〇		Aに〇・〇	
〇九を乗じて得た額		〇八を乗じて得た額		百三十円		百五十円	
その他のもの		地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの		上空に設けるもの			
		階数が二のもの		階数が一のもの		第五級地	
		階数が三以上のもの				第四級地	
占用面積		占用面積		占用面積		占用面積	
一年につき		一年につき		一年につき		一年につき	
Aに〇・〇		Aに〇・〇		Aに〇・〇		Aに〇・〇	
〇七を乗じて得た額		〇六を乗じて得た額		〇四を乗じて得た額		一七を乗じて得た額	
Aに〇・〇		Aに〇・〇		Aに〇・〇		Aに〇・〇	
二五を乗じて得た額		二五を乗じて得た額		一七を乗じて得た額		一七を乗じて得た額	

								政令第七条第九号に掲げる施設に係る道路占用料	
		その他のもの						建築物	
第二級地	第一級地	第五級地	第四級地	第三級地	第二級地	第一級地			
一平方 占面積 一年につ き	一平方 占面積 一年につ き	一平方 占面積 一年につ き	一平方 占面積 一年につ き	一平方 占面積 一年につ き	一平方 占面積 一年につ き	一平方 占面積 一年につ き	一平方 占面積 一年につ き	メートル 一年につ	メートル 一年につ
〇九を乗じ Aに〇・〇	〇七を乗じ て得た額 Aに〇・〇	〇二を乗じ て得た額 Aに〇・〇	一九を乗じ て得た額 Aに〇・〇	一五を乗じ て得た額 Aに〇・〇	一二を乗じ て得た額 Aに〇・〇	一を乗じて 得た額 Aに〇・〇		て得た額	て得た額
政令第七条第十号に掲げる施設及び自動車駐車場に係る道路占用料									
		その他のもの						建築物	
第三級地	第二級地	第一級地	第五級地	第四級地	第三級地				
一平方 占面積 一年につ き	一平方 占面積 一年につ き	一平方 占面積 一年につ き	一平方 占面積 一年につ き	一平方 占面積 一年につ き	一平方 占面積 一年につ き	一平方 占面積 一年につ き	一平方 占面積 一年につ き	メートル 一年につ	メートル 一年につ
一一を乗じ Aに〇・〇	〇九を乗じ て得た額 Aに〇・〇	〇七を乗じ て得た額 Aに〇・〇	〇二を乗じ て得た額 Aに〇・〇	一五を乗じ て得た額 Aに〇・〇	一四を乗じ て得た額 Aに〇・〇	一を乗じて 得た額 Aに〇・〇		て得た額	て得た額

					政令第七条第十一号に掲げる応急仮設建築物に係る道路占用料								
					トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの								
第五級地		第四級地		第三級地		第二級地		第一級地		第五級地		第四級地	
占面積 一平方 メートル 一年につ き		占面積 一平方 メートル 一年につ き		占面積 一平方 メートル 一年につ き		占面積 一平方 メートル 一年につ き		占面積 一平方 メートル 一年につ き		占面積 一平方 メートル 一年につ き		占面積 一平方 メートル 一年につ き	
Aに〇・〇 二二を乗じ		Aに〇・〇 一九を乗じ て得た額		Aに〇・〇 一五を乗じ て得た額		Aに〇・〇 一二を乗じ て得た額		Aに〇・〇 一を乗じて 得た額		Aに〇・〇 一五を乗じ て得た額		Aに〇・〇 一四を乗じ て得た額	
					政令第七条第十三号に掲げる施設に係る道路占用料			政令第七条第十二号に掲げる器具に係る道路占用料					
					トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの						上空に設けるもの		
第四級地		第三級地		第二級地		第一級地							
占面積 一平方 メートル 一年につ き		占面積 一平方 メートル 一年につ き		占面積 一平方 メートル 一年につ き		占面積 一平方 メートル 一年につ き		占面積 一平方 メートル 一年につ き		占面積 一平方 メートル 一年につ き		占面積 一平方 メートル 一年につ き	
Aに〇・〇 一九を乗じ		Aに〇・〇 一五を乗じ て得た額		Aに〇・〇 一二を乗じ て得た額		Aに〇・〇 一を乗じて 得た額		Aに〇・〇 二五を乗じ て得た額		Aに〇・〇 三一を乗じ て得た額		Aに〇・〇 二二を乗じ て得た額	

政令第七条第十四号に掲げる施設に係る道路占用料	その他のもの	上空に設けるもの	第五級地	
			メートル一年につき	得た額
占用面積一平方メートル一年につき	Aに〇・〇	占用面積一平方メートル一年につき	Aに〇・〇	得た額
				得た額
占用面積一平方メートル一年につき	Aに〇・〇	占用面積一平方メートル一年につき	Aに〇・〇	得た額
				得た額

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

千葉県立自然公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年十二月二十六日

千葉県知事 熊谷 俊 人

千葉県条例第四十二号

千葉県立自然公園条例の一部を改正する条例

千葉県立自然公園条例(昭和三十五年千葉県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七条」を「一」第七條の二」に、「第六章 生態系維持回復事業(第二十五条―第二十八条)」を「第六章 生態系維持回復事業(第二十五条―第二十八条)」を第六章の二 質の高い自然体験活動の促進のための措置(第二十

八条の二―第二十八条の六)」に改める。

第二条の二第二項中「おいて」の下に「努めるとともに、相互に連携を図りながら協力するよう」を加える。

第六条の見出し中「の決定」を削り、同条中第三項を第五項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 公園計画は、自然公園ごとに、当該公園内の自然の風景地の保護とその適正な利用を図るための規制に関する事項、公園事業に関する事項その他必要な事項について定めるものとする。

4 知事は、必要があると認めるときは、公園計画において、質の高い自然体験活動の促進に関する基本的な事項を定めることができる。

第七条第二項中「前条第三項」を「前条第五項」に改め、第三章中同条の次に次の一条を加える。

(協議会による公園計画の変更の提案)

第七条の二 第十四条の二第一項に規定する協議会は第十四条の三第一項に規定する利用拠点整備改善計画について、第二十八条の二第二項に規定する協議会は第二十八条の三第一項に規定する自然体験活動促進計画について、知事に対し、その作成のために必要な自然公園に関する公園計画の変更をすることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る公園計画の素案その他規則で定める書類を添付しなければならない。

2 知事は、前項の規定による提案を踏まえた公園計画の変更をする必要がないと判断したときは、その旨及びその理由を当該提案をした協議会に通知しなければならない。

第八条第二項中「重要な」を削り、同項に次のただし書を加える。
ただし、審議会が軽微な事項と認めるものについては、この限りでない。

第八条の次に次の一条を加える。

(協議会による公園事業の決定等の提案)

第八条の二 第十四条の二第一項に規定する協議会は、知事に対し、第十四条の三第一項に規定する利用拠点整備改善計画の作成のために必要な公園事業の決定又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る公園事業の素案その他規則で定める書類を添付しなければならない。

2 知事は、前項の規定による提案を踏まえた公園事業の決定又は変更をする必要がないと判断したときは、その旨及びその理由を当該提案をした協議会に通知しなければならない。

第十一條第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。